

国自旅第 4 2 1 号  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規定に基づき  
旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」  
(国土交通省告示第 1 3 3 7 号) により一般貸切旅客自動車運送  
事業者が報告すべき事項の国への報告方法について

「旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1 3 3 7 号) により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について」(平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け国自安第 1 8 5 号、国自旅第 3 0 6 号) において、一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等のうち、国がとくに報告を求める事項について定めたところであるが、その具体的な報告方法については下記のとおりとするので、管内の関係事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 具体的な報告方法については、インターネットにより「旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システム」(以下「本システム」という。)に接続し、同システムの入力画面に必要事項を入力することにより行うこととする。

○旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムの URL  
<https://ryokakuss.jp/pcs/>

2. 本システムの操作方法については、別添の操作説明書を参照されたい。
3. なお、路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者が毎年 5 月 3 1 日までに提出する輸送実績報告書についても、本システムを用いて報告することとなるので、併せて周知されたい。



4. 本件に係る周知を行うにあたっては、「貸切バス事業者に対するパソコン等の保有に係る指導等について」（平成28年9月1日付け国自旅第152号）を踏まえ、パソコン等を保有していない事業者に対しては、更なる指導の強化を図られたい。